## 『伊丹市立南中学校PTA規約』改正について

### 主な規約改正の内容

- ・入会の意思を確認するため、「PTA入会届および個人情報の取扱いに関する同意書」を提出した 者とすると明記しました。
- ・委員の選出を行わない為、選考委員会が設置されなかった場合について明記しました。
- ・文章や文言を修正しました。
- ・条項の削除・修正に伴い、数字の変更(第○条・(○)項)を行いました。

\*新旧対照表には、改正前、改正後の規約を載せています。

変更・修正・削除されている箇所を下線で表示しています。

# 新旧対照表

改正前	改正後	
第 1 章 名称および事務局	第 1 章 名称および事務局	
第 1 条 この会は、伊丹市立南中学校 P T A と名づけ、事務局を伊丹市立南中学校内(伊丹市南町 2 - 4 - 1)に置く。	第 1 条 この会は、伊丹市立南中学校 P T A と名づけ、事務局を伊丹市立南中学校内(伊丹市南町 2 - 4 - 1)に置く。	
第 2 章 目的および活動	第 2 章 目的および活動	
第 2 条 この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校 と社会における生徒の健全な成長をはかることを目的 とする。	第 2 条 この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校 と社会における生徒の健全な成長をはかることを目的 とする。	
第3条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。 (1) よい保護者、よい教師となるように努める。 (2) 家庭と学校の関係を一層緊密にし、生徒の教育について本校が掲げる学校目標の普及をはかる。 (3) 生徒の生活環境を整備することに努める。	第3条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。 (1) よい保護者、よい教師となるように努める。 (2) 家庭と学校の関係を一層緊密にし、生徒の教育について本校が掲げる学校目標の普及をはかる。 (3) 生徒の生活環境を整備することに努める。	

改正前	改正後
第 3 章 方 針	第 3 章 方 針
<ul> <li>第4条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として次の方針にしたがう。</li> <li>(1) 生徒の教育ならびに福祉のため活動する他の社会的団体および機関と協力する。</li> <li>(2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。</li> <li>(3) この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者として推せんしない。</li> <li>(4) この会は第2章の目的を達成するため関係機関と学校問題について討議し、その活動を助けるために意見を具申するが、学校の管理や教職員の人事に干渉するものではない。</li> <li>(5) この会は自主独立のものであって他のいかなる団体の支配、統制、干渉をも受けてはならない。</li> </ul>	<ul> <li>第4条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として次の方針にしたがう。</li> <li>(1) 生徒の教育ならびに福祉のため活動する他の社会的団体および機関と協力する。</li> <li>(2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。</li> <li>(3) この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者として推せんしない。</li> <li>(4) この会は第2章の目的を達成するため関係機関と学校問題について討議し、その活動を助けるために意見を具申するが、学校の管理や教職員の人事に干渉するものではない。</li> <li>(5) この会は自主独立のものであって他のいかなる団体の支配、統制、干渉をも受けてはならない。</li> </ul>

改正前 改正後 員 第 4 章 第 4 章 員 第5条 この会の会員は、学校に在籍する生徒の保護者(個人 第5条 この会の会員は、学校に在籍する生徒の保護者と教職 修正 情報の取扱いに関する同意書兼会員登録書を提出した 員のうち、PTA 入会届および個人情報の取扱いに関す 者)と教職員とする。 る同意書を提出した者とする。 (1) 保護者は本校に生徒が入学又は転入した日をもっ 削除 て入会し、本校を卒業又は転出した日に退会する。 教職員は本校に着任した日をもって入会し、本校 を退職した日又は離任した日に退会する。 (1) 会員はすべて所定の会費を納めて、第2章の目的 (2) 会員はすべて所定の会費を納めて、第2章の目的 を達成するための事業、活動に参画する平等の権 を達成するための事業、活動に参画する平等の権 利と参加する義務を有する。 利と参加する義務を有する。 (2) 保護者については生徒が属する世帯を、教職員に (3) 保護者については生徒が属する世帯を、教職員に ついては個人を単位として、一世帯又は一個人を ついては個人を単位として、一世帯又は一個人を 一会員として換算し、その合計を会員数とする。 一会員として換算し、その合計を会員数とする。 同一世帯内に複数の生徒が属する場合、その世 同一世帯内に複数の生徒が属する場合、その世 帯は一会員として取り扱う。 帯は一会員として取り扱う。 (4) 加入退会は自由である。但し、個人的な事由によ (3) 加入退会は自由である。但し、個人的な事由によ を希望しない場合は入会事由が発生した り入会を希望しない場合は入会事由が発生した ·ら8日以内に書面にて入会辞退届(所定 日から8日以内に書面にて入会辞退届(所定の用 紙または任意形式)をこの会に提出し、承諾を得 紙または任意形式)をこの会に提出し、承諾を得

改正前	改正後	
なければならない。 退会を希望する場合は書面にて退会届(所定の 用紙または任意形式)をこの会に提出し、承諾を 得なければならない。入会辞退、退会の承諾日 をもってPTA事業、活動に参画する平等の権 利と参加する義務を喪失する。退会の場合、既 納の会費は返還しない。	<ul> <li>なければならない。</li> <li>退会を希望する場合は書面にて退会届(所定の用紙または任意形式)をこの会に提出し、承諾を得なければならない。入会辞退、退会の承諾日をもってPTA事業、活動に参画する平等の権利と参加する義務を喪失する。退会の場合、既納の会費は返還しない。</li> <li>(4) 会を代表するものは、新たに会員になったものへ、(1)項ならびに(3)項について、速やかに知らせること。</li> </ul>	追加
第6条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。		
第 5 章 会 計	第 5 章 会 計	
第7条 この会の経費は会費、寄付金および他の収入をもって あてる。 (1) PTA 会費を生徒1人につき 220円/月とする。	第7条 この会の経費は会費、寄付金および他の収入をもって あてる。 (1) PTA 会費を生徒1人につき 220円/月とする。	

	改正前	改正後	
	<ul> <li>(2) 当校とこの会において徴収事務の委任契約を交わし学校徴収金と併せて所定の金融機関から引き落とす。</li> <li>(3) この会の月額会費を変更する場合は執行部会で原案をつくり、総会で決定する。</li> <li>(4) 年度途中の転出入者の会費の取り扱いは、転入の場合は転入したときに第7条1項に規定する額の会費を徴収する。転出の場合は既納の会費は返還しない。</li> </ul>	<ul> <li>(2) 本校とこの会において徴収事務の委任契約を交わし学校徴収金と併せて所定の金融機関から引き落とす。</li> <li>(3) この会の月額会費を変更する場合は執行部会で原案をつくり、総会で決定する。</li> <li>(4) 年度途中の転出入者の会費の取り扱いは、転入の場合は転入したときに第7条1項に規定する額の会費を徴収する。転出の場合は既納の会費は返還しない。</li> </ul>	修正
第 8 条	この会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。 (1) 総会において議決された予算費目の運用について、年度途中で可不足が生じた場合、予算総額の範囲内において執行部会の承認を経て費目の転用ができる。 (2) この会は、予算に予備費を計上することにより過去に事例のない事柄に関し、執行部会の承認を経て経費をあてることができる。	づいて行われる。 (1) 総会において議決された予算費目の運用について、年度途中で <mark>過</mark> 不足が生じた場合、予算総額の範囲内において執行部会の承認を経て費目の転用ができる。	誤字 修正
第9条	この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し承認を 得なければならない。	第9条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し承認を 得なければならない。	

	改正前	改正後	
第 10 条	この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月 31日に終わる。	第 10 条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月 31日に終わる。	
第 11 条	この会の当期の決算において、剰余金が生じた場合は 次年度会計へ繰り越すこととする。また年度替わりに おいて新年度予算未成立の場合は、新予算が成立する まで前年度予算に準じて収支をする。	第 11 条 この会の当期の決算において、剰余金が生じた場合は 次年度会計へ繰り越すこととする。また年度替わりに おいて新年度予算未成立の場合は、新予算が成立する まで前年度予算に準じて収支をする。	
	第 6 章 役 員	第 6 章 役 員	
第 12 条	この会の役員を次の通りとする。(1) 会長 1名(保護者)(2) 副会長 若干名(保護者および教頭)(3) 総務 若干名(保護者および教職員若干名)(4) 会計 若干名(保護者および教職員若干名)	第 12 条 この会の役員を次の通りとする。 (1) 会長 1名(保護者) (2) 副会長 若干名(保護者および教頭) (3) 総務 若干名(保護者および教職員若干名) (4) 会計 若干名(保護者および教職員若干名)	削除削除
第 13 条	役員は選考委員によって新年度の予定会員の中から 選出され、総会の承認を得なければならない。	第 13 条 役員は、選考委員会が次年度会員予定者の中から候補 者を選考し、次年度定期総会の承認を得て、選出され る。選考委員会が設置されなかった場合は、役員並び	修正

	改正前		改正後	
第 14 条	役員の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。	第 14 条い。	に <mark>顧問が代行できるものとする。</mark> 役員の任期は 1 年とする。ただし再任をさまたげな	
第 15 条	執行部会は会長、副会長、総務、会計をもって構成し この会の運営上の企画立案を行い、緊急事項について 処理する。	<del>第 15 条</del>	執行部会は会長、副会長、総務、会計をもって構成し この会の運営上の企画立案を行い、緊急事項について 処理する。	削除
第 16 条	会長はこの会を代表し、会務を総括する。 会長は総会、委員会、役員会を招集する。 会長は会長および副会長選出に関する集会を除くす べての集会に出席して、意見をのべることができる。	<u> </u>	会長はこの会を代表し、会務を総括する。 会長は総会、執行部会、その他の <mark>会議</mark> を招集する。 会長は会長および副会長選出に関する集会を除くす べての集会に出席して、意見をのべることができる。	修正
第 17 条	副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。	第 <u>16</u> 条	副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職 務を代行する。	
第 18 条	総務は会長、副会長を補佐し、この会の企画、庶務、 運営にあたる。	第 <u>17</u> 条	総務は会長、副会長を補佐し、この会の企画、庶務、 運営にあたる。	
第 19 条	会計はこの会の会計事務を処理する。	第 18 条	会計はこの会の会計事務を処理する。	

	改正前		改正後	
第 20 条	役員は任期終了後も新役員が決定するまでは、その任 にあたるものとする。 任期中の役員に欠員が生じた場合、補充された役員の 任期は前任者の残任期間とする。	第 <u>19</u> 条	役員は任期終了後も新役員が決定するまでは、その任 にあたるものとする。 任期中の役員に欠員が生じた場合、補充された役員の 任期は前任者の残任期間とする。	削除
	第 7 章 会計監査委員		第 7 章 会計監査委員	
第 21 条	この会の経理を監査するために、3名の監査委員(保 護者2名、教職員1名をおく。	第 <u>20</u> 条	この会の経理を監査するために、3名の監査委員(保 護者2名、教職員1名をおく。	
第 22 条	会計監査委員は会員の中から選出し、会長が委嘱する。	第 <u>21</u> 条	会計監査委員は会員の中から選出し、会長が委嘱する。	
第 23 条	会計監査委員は必要に応じて会計監査を行う。	第 <u>22</u> 条	会計監査委員は必要に応じて会計監査を行う。	
第 24 条	会計監査委員の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。	第 <u>23</u> 条	会計監査委員の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。	

	改正前	改正後	
	第 8 章 顧 問	第 8 章 顧 問	
第 25 条	必要に応じて顧問をおくことができる。 顧問は会長が選任し委嘱する。1名は学校長に委嘱する。	第 24 条 必要に応じて顧問をおくことができる。 顧問は会長が選任し委嘱する。1 名は学校長に委嘱する。 顧問は会長の諮問に応じ、この会の運営について意見を述べることができる。	
第 26 条	顧問の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。	第 <u>25</u> 条 顧問の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。	
	第 9 章 執 行 部 会	第 9 章 執 行 部 会	
第 27 条	執行部会は役員で構成する。	第 26 条 執行部会は役員で構成する。	
第 28 条	執行部会は総会において決定された事項の実施なら びにその他の重要事項について協議する。	第 27 条 執行部会は総会において決定された事項の実施ならびにその他の重要事項について協議する。	
第 29 条	執行部会の承認を得て、内規を定めることができる。	第 28 条 執行部会の承認を得て、内規を定めることができる。	

	改正前	改正後	
	第 10 章 総 会	第 10 章 総 会	
第 30 条	総会は全会員によって構成され、この会の最高決議機 関である。	第 <u>29</u> 条 総会は全会員によって構成され、この会の最高決議機 関である。	
第 31 条	総会は定期総会ならびに臨時総会とする。 定期総会は年度はじめに開催する。 臨時総会は会長が必要と認めた時、または会員の5分の1以上の要求があった時に開催する。 定期総会および臨時総会は原則招集による決議とし、 執行部会が必要と認めたときは、書面による決議を行 うことができる。	分の1以上の要求があった時に開催する。 定期総会および臨時総会は原則招集による決議とし、	修正
第 32 条	<ul> <li>定期総会は次のことを決める。</li> <li>(1) 収支予算・収支決算に関する件。</li> <li>(2) 規約改正に関する件。</li> <li>(3) 役員の改選に関する件。</li> <li>(4) 事業計画・事業報告および事業の基本方針に関する件。</li> <li>(5) その他この会の目的を達成するために必要な重要事項。</li> </ul>	<ul> <li>第 31 条 定期総会は次のことを決める。</li> <li>(1) 収支予算・収支決算に関する件。</li> <li>(2) 規約改正に関する件。</li> <li>(3) 役員の改選に関する件。</li> <li>(4) 事業計画・事業報告および事業の基本方針に関する件。</li> <li>(5) その他この会の目的を達成するために必要な重要事項。</li> </ul>	

	改正前	改正後	
第 33 条	総会の定足数は会員の3分の1以上とし、議決は出席者の多数決による。 (1) 出席がかなわない会員は総会前日までに書面にて議案に対して賛否の意思表明ができ議事採決できる。また委任状を提出することもできる。 (2) 当期役員は議事採決に参加できない。 (3) 議事採決が同数のときは、議長の決定によるものとする。		修正
第 34 条	総会の議事は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。 (1) 総会の日時および場所 (2) 出席会員数 (3) 議事の経過の概要およびその結果 次に掲げる者は、議事録に署名するものとする。 ① 議長 ② 総会に出席した会員の中から総会において 議長が指名した 2 名以上の議事録署名人	成するものとする。 (1) 総会の日時および場所 (2) 出席会員数 (3) 議事の経過の概要およびその結果 次に掲げる者は、議事録に署名するものとする。 ① 議長	

改正前	改正後
付 則	付 則

- ・本規約は、昭和44年3月12日から実施する。
- ・第6章・第12条・(2)副会長(3)総務(5)会計の人員を 若干名と変更し、平成17年3月4日から実施する。
- ・第6章・第18条の細則は、平成19年3月6日から実施する。

細部については、別に内規を定めることができる。

- ・平成26年5月1日、一部改正。
- ·平成30年5月1日、改正。
- ·令和3年5月1日、改正。

### 内 規

- 1. 会費生徒1人につき 220円/月は12ヶ月分を、5月 ~翌1月(8月を除く)の8回に分けて学校徴収金と併せ て所定の金融機関から引き落とす。
- 2. 慶弔費は、執行部会により適切な金額を定めることができる。

- ・本規約は、昭和44年3月12日から実施する。
- ・第6章・第12条・(2)副会長(3)総務(5)会計の人員を 若干名と変更し、平成17年3月4日から実施する。
- ・第6章・第18条の細則は、平成19年3月6日から実施する。

細部については、別に内規を定めることができる。

- ・平成26年5月1日、一部改正。
- ·平成30年5月1日、改正。
- · 令和3年5月1日、改正。
- ・令和6年5月1日、改正。

追加

#### 内 規

- 1. 会費生徒1人につき 220円/月は12ヶ月分を、5月 ~翌1月(8月を除く)の8回に分けて学校徴収金と併せ て所定の金融機関から引き落とす。
- 2. 慶弔費は、執行部会により適切な金額を定めることができる。

改正前	改正後	